

平成26年度

**戦略的情報通信研究開発推進事業
(SCOPE)**

電波有効利用促進型研究開発
第2回研究開発課題の公募用

— 提案書作成要領 —

提案書受付期間

平成26年8月1日（金）

～

平成26年9月1日（月）（17:00必着）



くらしの中に

総務省

MIC Ministry of Internal Affairs
and Communications

目 次

1	提案に必要な書類	1
2	作成上の留意事項	3
3	提案書の提出形式	4
4	提案書の提出方法	4
5	提案書の提出先	5
別紙1	「研究開発戦略マップ」におけるロードマップとの関係」を 記述するにあたって	7

本書は、戦略的情報通信研究開発推進事業（SCOPE）における、電波有効利用促進型研究開発について課題を提案する場合に提出する「提案書」の作成方法について説明するものです。

1 提案に必要な書類

提案に当たっては、以下の各様式の書類を作成し、提出してください。なお、各様式の電子ファイルは、提案書作成要領として SCOPE の Web サイトに掲載しておりますので、適宜ご活用ください。

http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/apply/apply.html

書 類 名	様 式
(1) データ入力シート	様式 0
(2) 基本事項説明書 ※直接記入不要	様式 1
(3) 研究開発内容説明書 関連研究開発等相関図	様式 2 様式 2 の別紙
(4) 研究開発内容説明図	様式 3
(5) 研究開発予算計画書	様式 4
(6) 研究開発体制説明書	様式 5
(7) 研究開発実施者経歴説明書	様式 6
(8) 既存研究設備等説明書	様式 7
(9) 物品リース・レンタル計画書	様式 8
(10) 物品購入計画書	様式 9
(11) 現在実施中の研究開発課題に対する不参画申請書	様式 10
(12) 確認書 (若手ワイヤレス研究者等育成型研究開発プログラムにおいて、中小企業の要件により応募する場合に限る。)	様式 11

(1) データ入力シート（様式 0）

基本事項説明書（様式 1）にデータを自動入力するために、記入する様式です。研究開発課題の概要、研究代表者及び研究分担者（以下「研究開発実施者」といいます。）、連携研究者、契約事務担当者、経理事務担当者の情報等、提案する研究開発課題の基本情報を記入すると、内容が自動的に基本事項説明書（様式 1）に反映されます。

(2) 基本事項説明書（様式 1）

直接記入不要です。様式 0 に記入した内容が自動的に反映されます。提案する研究開発課題の基本情報を示す書類です。

(3) 研究開発内容説明書（様式 2）

実施する研究開発の内容を具体的に記述する書類です。別紙は、記載例を参考に作成してください。

(4) 研究開発内容説明図（様式 3）

研究開発課題の概要を 1 枚にまとめて示す書類です。提案された研究開発課題が採択された場合、報道発表や外部への説明等に活用しますので、一般に公

表して差し支えないように記述してください。

(5) 研究開発予算計画書（様式 4）

研究開発課題を実施するにあたり必要となる経費を具体的に積算する書類です。年度ごとに作成してください。作成にあたっては、「情報通信分野における研究開発委託契約経理解説（競争的資金制度）」※に基づいて、研究費の積算を正しく行ってください。

※http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/document/document.htmlを参照のこと

(6) 研究開発体制説明書（様式 5）

研究開発課題や委託期間中に当該委託研究と一体的に成果応用の目的に研究開発を実施する体制（各研究開発実施者の役割等）を示す書類です。

(7) 研究開発実施者経歴説明書（様式 6）

研究開発課題を実施する研究開発実施者の略歴や主な業績、エフォート等を示す書類です。研究開発実施者ごとに作成してください。なお、研究補助員については、作成する必要はありません。

(8) 既存研究設備等説明書（様式 7）

研究開発課題を実施するにあたって、既に研究開発実施者の所属する研究機関で保有している設備や新たに自費調達する設備を活用する場合、当該設備に関する情報を示す書類です。

(9) 物品リース・レンタル計画書（様式 8）

研究開発課題を実施するにあたって、新たにリース・レンタルして整備する予定の物品を示す書類です。

(10) 物品購入計画書（様式 9）

研究開発課題を実施するにあたって、新たに購入して整備する予定の物品を示す書類です。

(11) 現在実施中の研究開発課題に対する不参画申請書（様式 10）

今回の公募において新規の研究開発課題を研究代表者として提案するため、現在 SCOPE で実施中かつ来年度も継続して実施予定の研究開発等の研究分担者から来年度以降外れることを誓約する書類です。提出にあたっては、現在実施中の研究開発課題の研究代表者の了解を必ず得てください。なお、本件に該当しない場合には、提出する必要はありません。

(12) 確認書（様式 11）

若手ワイヤレス研究者等育成型研究開発プログラムに対し中小企業の要件により応募する場合に、それを確認する書類です。なお、本件に該当しない場合には、提出する必要はありません。

2 作成上の留意事項

以下の事項に留意の上、提案書を作成してください。提案書に虚偽の記載があった場合は、採択された後であっても採択を取り消す場合があります。

<様式 0>

- 様式 0 に内容を記載すると、自動的に様式 1 に内容が反映されます。
- 入力シート右側に青字・赤字で記載されている要領に従い、色付きのセルに記入してください。また、色付きセルには記載例が入力されていますので、提出の際は記載例を全て削除してください。
- 研究分担者及び連携研究者に係る情報は 20 人まで記入可能です。研究分担者又は連携研究者が 6 人以上いる場合は、エクセル左端の「+」ボタンをクリックしてグループ化を解除の上、課題の研究分担者又は連携研究者の数に応じて記入してください。

<様式 1>

- 直接記入する必要はありません。様式 0 の内容が自動的に反映されます。
- 内容が反映された後、セルの高さの調整等を行い、文字が隠れる等がないよう体裁を整えてください。

<様式 2～9>

- 様式に従い、用紙サイズは日本工業規格 A 列 4 番で作成してください。
- 様式中、青字や赤字は留意事項又は記載例です。提出の際は不要ですので削除してください。
- 提案書に使用するフォント（題目除く）は、明朝体 10.5pt を標準として作成してください。また、文字色は黒にしてください。
- 提出する提案書の各ページの下部中央に、様式 2 から様式 9 まで通しでページを附してください。
- 研究開発内容説明書(様式 2)の記述においては、英文による作成も可能です。

<様式 10、11>

- 該当しない場合は提出不要です。
- 提出が必要な場合は、様式に従い、用紙サイズは日本工業規格 A 列 4 番で作成してください。また、様式中、青字は留意事項又は記載例です。提出の際は不要ですので、削除してください。

3 提案書の提出形式

提出する提案書の電子データの形式は、以下のとおりです。

様式 0	様式 0 及び 1 を含む Excel ファイル及び様式 1 の PDF ファイルの両方。
様式 1	
様式 2～9	PDF 形式及び PDF 形式に変換する前のファイル形式 (Word 形式、一太郎形式、Excel 形式、PowerPoint 形式のいずれか) の両方。
様式 10～11 (該当する場合のみ)	

4 提案書の提出方法

提案の手續に関する詳細については、本提案書作成要領と同時に配布する「提案要領」に記載してあります。

本書に示す様式以外での提案は認められません。提案書の提出にあたり、提出に必要な書類がすべて作成され、かつ記載事項に漏れ及び誤りがないことを、必ず研究代表者が確認してください。一度提出された研究開発課題提案書の差し替えはできません。

(1) 受付期間

平成 26 年度から実施する研究開発課題提案書の受付期間は、

平成 26 年 8 月 1 日 (金) ～平成 26 年 9 月 1 日 (月) (17 : 00 必着)

です。

受付期間を過ぎた提案書は受け付けられません。

(2) 提案方法

① 応募情報の e-Rad への登録

e-Rad を用いて本事業への応募情報を入力し、受付期間内に処理を行ってください。その際、提案要領の資料 5「府省共通研究開発管理システム (e-Rad) による戦略的情報通信研究開発推進事業 (SCOPE) への応募について」を熟読の上、登録を行ってください。

② 提案書の提出

研究開発課題提案書は、提案書受付期間内に、研究代表者が所属する機関の都道府県を管轄する総合通信局又は沖縄総合通信事務所 (以下「総合通信局等」といいます。「**5 提案書の提出先**」を参照。) へ、提出してください。提出された研究開発課題提案書は、返却できません。

5 提案書の提出先

提案書は、研究代表者の所属研究機関の都道府県を管轄する総合通信局等へ提出してください。

提案書の記載又は提出方法等に関する問い合わせやご相談についても、管轄の総合通信局等まで願います。なお、本事業全般に関する問い合わせは、総務省情報通信国際戦略局技術政策課まで願います。

【提案書の提出先（提出方法等に関する問合せ先）】

都道府県名	提出先・問合せ先
北海道	北海道総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 〒060-8795 札幌市北区北8条西2-1-1 札幌第1合同庁舎 電話：011-709-2311（内線4708） E-mail:shien-hokkaido@soumu.go.jp
青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県	東北総合通信局 情報通信部 情報通信連携推進課 〒980-8795 仙台市青葉区本町3-2-23 仙台第2合同庁舎 電話：022-221-9578 E-mail:shien-toh@ml.soumu.go.jp
茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県	関東総合通信局 無線通信部 企画調整課 〒102-8795 千代田区九段南1-2-1 九段第3合同庁舎 電話：03-6238-1732 E-mail:k-scope.teian@soumu.go.jp
新潟県・長野県	信越総合通信局 情報通信部 情報通信振興室 〒380-8795 長野市旭町1108 長野第1合同庁舎 電話：026-234-9987 E-mail:shinetsu-renkei@soumu.go.jp
富山県・石川県・福井県	北陸総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 〒920-8795 金沢市広坂2-2-60 金沢広坂合同庁舎 電話：076-233-4421 E-mail:hokuriku-jigyoseisaku@soumu.go.jp
岐阜県・静岡県・愛知県・三重県	東海総合通信局 情報通信部 情報通信連携推進課 〒461-8795 名古屋市東区白壁1-15-1 名古屋合同庁舎第3号館 電話：052-971-9316 E-mail:tokai-renkei-kenkyu@soumu.go.jp
滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県	近畿総合通信局 情報通信部 情報通信連携推進課 〒540-8795 大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館4階 電話：06-6942-8546 E-mail:renkei-k@soumu.go.jp
鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県	中国総合通信局 情報通信部 情報通信連携推進課 〒730-8795 広島市中区東白島町19-36 電話：082-222-3481 E-mail:renkei-chugoku@soumu.go.jp

徳島県・香川県・愛媛県・高知県	四国総合通信局 情報通信部 電気通信事業課 〒790-8795 松山市宮田町 8-5 電話：089-936-5041 E-mail:shikoku-seisaku@soumu.go.jp
福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県	九州総合通信局 情報通信部 情報通信連携推進課 〒860-8795 熊本市西区春日 2-10-1 電話：096-326-7319 E-mail:renk@ml.soumu.go.jp
沖縄県	沖縄総合通信事務所 情報通信課 〒900-8795 那覇市旭町 1-9 カフーナ旭橋 B-1 街区 5 階 電話：098-865-2302 E-mail:okinawa-telecom@ml.soumu.go.jp

【本事業全般に関する問合せ先】

<p>総務省 情報通信国際戦略局 技術政策課 SCOPE 事務局</p> <p>〒100-8926 東京都千代田区霞が関 2-1-2 電話：03-5253-5725 E-mail: scope@soumu.go.jp http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/scope/</p>
--

「研究開発戦略マップ」におけるロードマップとの関係を記述するにあたって

研究開発課題提案書の様式 2 において、「研究開発戦略マップ」におけるロードマップとの関係を記述するにあたっては、以下の手順により記述してください。

- ① 提案要領の資料 2 に掲げる表を用いて、研究開発課題提案書の様式 1 の「2 研究開発戦略マップにおける研究開発課題」に記載した課題に対するロードマップを得る。
- ② 上記①で選択したロードマップに記載された目標に対して本研究開発課題による成果が担う部分について、簡潔に記述する。

記述例) 提案する研究開発の内容は、研究開発戦略マップにおける「(3) 社会にパラダイムシフトをもたらす技術革新の推進」のうちの「⑦ ワイヤレス」に含まれる。ワイヤレスにおけるロードマップには、「◎◎・・・◎◎」という目標が掲げられている。我々が提案する研究開発は、既存の○○○の技術に△△△の原理を組み合わせることにより、従来に比べて□□倍程度の周波数利用効率を図ることを実現するものである。また、×××の技術を新規に確立することにより、・・・こと実現するものである。さらに、・・・である。したがって、SCOPE において本研究開発を実施することにより、その成果からワイヤレスのロードマップに掲げられた目標の一部を実現できる。